

島根県報

号外第一〇一號

平成十五年八月十九日

(火曜日)

よる提案競技による。
なお、共同企業体の結成は自主結成とし、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

公 告 目 次

島根県電子申請等受付システムの開発委託及び運用サービス提供者の決定のための企画提案競技の実施

公 告

島根県電子申請等受付システム（以下「受付システム」という。）の開発委託及び運用サービス提供者について、提案競技により選定のうえ特定するので、次のとおり公告する。

平成十五年八月十九日

島根県知事 澄田信義

一 提案競技に付する事項

1 名称

受付システム開発業務及び受付システム運用サービス提供

2 概要

受付システム及び受付システム運用サービス 一式

3 仕様

「島根県電子申請等受付システムに関する開発及び運用に係る基本仕様書（以下「仕様書」という。）」による

4 予算額

一、四八七、四一七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）

二 提案競技参加資格に関する事項

1 本案件は、単独企業・法人又は特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）に

- (1) 目的
- (2) 企業体の名称
- (3) 構成員の住所及び名称
- (4) 代表者の権限
- (5) 構成員の出資の割合
- (6) 構成員の責任
- (7) 取引金融機関
- (8) 決算
- (9) 利益金の配当の割合
- (10) 欠損金の負担の割合
- (11) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (12) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (13) 解散後の瑕疵担保責任
- (14) その他必要な事項
- (15) 提案競技に参加する者の資格は、単独企業・法人にあっては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

ア 単独企業・法人の資格要件

イ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七條の四の規定に該

当しない者であること。

- (1) 会社更生法（昭和二十七年法律第二百七十二号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (2) 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者

であつても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

(エ) 共同企業体の構成員でないこと。

(オ) 島根県税を滞納していない者であること。

(カ) 公告の日から、提案書の審査完了の日までの間に、島根県の実施する入札について、指名停止を受けていない者であること。

(キ) 役員が別に設置する「島根県電子申請等受付システム開発及び運用業務に係る提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員でないこと。

(ク) 直近一年間の決算による平均年間売上高が二十億円以上であること。

(ケ) 直近の決算による自己資本金額が一億円以上であること。

(コ) 実質的営業年数が十年以上であること。

(サ) ISO9001に準拠した品質管理ができる者であること。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(イ) 構成員の全てがアの(ア)から(サ)に該当すること。

(ウ) 構成員のうち少なくとも一社は、アの(ク)、(ケ)及び(サ)に該当すること。

(エ) 代表構成員は、実質的営業年数が十年以上であること。

(オ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

三 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加を希望する者は、「島根県電子申請等受付システムの開発及び運用サービス業務提案競技参加資格確認申請書」に次のアからカに定める事項を記載した書面を添付し、平成十五年九月三日(水)午後五時までに、十四の場所に提出しなければならない。

提出された書面を審査の結果、当該物件を納入することができると認めた者に限り提案競技の参加資格者とする。

なお、提出した書類について補足資料や説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 会社概要に関する資料、パンフレット、定款、直近二年間の決算書等(共同企業体の場合は、構成員全ての資料)

- イ 法人登記簿謄本(共同企業体の場合は、構成員全ての法人登記簿謄本)
- ウ 最近一事業年度の消費税及び地方消費税の納税証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての納税証明書)
- エ 島根県税を滞納していない旨の証明書(共同企業体の場合は、構成員全ての証明書)

オ 協定書(共同企業体の場合のみ)

カ 担当者届

四 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成十五年九月五日付けで、郵送にて通知する。

五 提案書の内容

企画提案書は、受付システムの開発及び運用サービス提供について提案すること。

1 要求する仕様

仕様書を参照すること。

2 企画提案書の形式及び内容

六 提案競技説明書等の配布期間、場所

1 期間 平成十五年八月十九日(火)～平成十五年八月二十九日(金)
閉庁日を除く毎日 午前九時から午後五時まで(ただし、正午から午後一時までの間は除く。)

2 場所 島根県地域振興部情報政策課

七 提案競技説明会

1 期間 平成十五年八月二十五日(月)午前十時から午前十一時半まで
2 場所 島根県庁南庁舎六〇一會議室

八 提案書の提出方法、提出先及び提出期限等に関する事項

1 提出方法
郵送又は持参による。

2 提出期限
平成十五年九月二十九日(月)午後五時
提出先

3 提出先

九 選定方法

1 評価手順

ア 別に設置する「島根県電子申請等受付システム提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価、選定を行う。

(ア) 第一次審査

提案価格に百分の百五を乗じて得た額が予算額の範囲内である提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。なお、必要に応じヒアリングを実施する場合がある。

(イ) 第二次審査

第一次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

2 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を計算する方法により算出する。

ウ 評価基準（評価項目）及び得点配分は次のとおりとする。

(ア) システム開発要件に関する項目 二十点

(イ) システム運用要件に関する項目 三十点

(ウ) 地元ＩＴ関連産業の活性化に関する項目 三十点

(エ) 提案価格 二十点

エ ウにより算出された合計得点の最も高い者を事業予定者とする。

3 選定結果の通知

第一次審査の選定結果については次のア及びウに掲げる事項を、第二次審査の選定結果については次のアからエに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第一次審査において選定された提案者に対しては、第二次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

十四に同じ。

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）
ウ 採否の理由
エ 審査委員会委員構成

十 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
1 参加する資格のない者が提案したとき
2 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
3 事実に反する申請や提案に関する不正行為があつたとき
4 提案者が当該提案競技に対して二以上の提案をしたとき
5 提案者が他人の提案の代理をしたとき
6 その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を行しなかつたとき

十一 契約

1 契約相手方

事業予定者と交渉の上、本提案協議案件についての基本契約を締結し、詳細を別途協議の上、受付システム開発委託契約と受付システム運用サービス利用契約を随意契約するものとする。

2 契約金額

事業予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

3 その他の契約条項

事業予定者と協議の上定める。

4 前金払

なし。

5 契約保証金

島根県会計規則第六十九条第一項の規定により契約金額の百分の十以上を納付すること。
ただし、島根県会計規則第六十九条の一各号のいずれかに該当する場合は免除する。

十二 質問の受付

- 1 質問は、期限までに文書により提出するいふ。(アックス、電子メールによる問い合わせも可とする。)
- 2 提出期限 平成十五年九月二一日(金)午後五時まで
- 3 質問に対する回答は、平成十五年九月十九日(金)までに電子メールにより通知する。

十三 その他留意事項

- 1 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- 2 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- 3 提案書は他の提案者に対し非公開とする。
- 4 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨は日本語及び日本通貨とする。
- 5 提案書等の作成及び提出に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- 6 提出のあった各提案書等については一部を除き返還する。
- 7 その他詳細は、提案協議実施要領による。

十四 提案競技に関する照会先

島根県地域振興部情報政策課 担当者：嶋田、森脇
〒六九〇一八五〇一 松江市殿町一番地
電話番号 ○八五一一一六一六三一五
FAX ○八五一一一六一五九六九
電子メールアドレス infosys@pref.shimane.jp

十五 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required :
Development of and related support for Shimane Prefectural E-application system
- 2 Deadline for proposal submission :
17:00pm Monday 29th September, 2003
- 3 Contact people for further details :
Shinji Shimada or Hisao Moriwaki,
Information Policy Division

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi Matuse City
Shimane Prefectural 690-8501 JAPAN
TEL : (0852)-22-6635